●香川県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和８年11月27日から同年12月17日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月27日

香川県知事　池　田　豊　人

１　道路の種類　県道（一般）

２　路　線　名　枌所西中徳線（167号）

３　道路の区域

区　　間	変　更 前後別	敷地の幅員 （メートル）	延　　長 （メートル）	備　　考
綾歌郡綾川町枌所西甲631番１地先から	前	6.2～9.9	109	道路災害防除工事による法面対策
綾歌郡綾川町枌所西乙172番４地先まで	後	7.3～44.3	109	